

第十八回 参議院大蔵委員会會議錄第二号

昭和二十八年十二月二日(水曜日)午後二時二十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君

理事 西川甚五郎君
小林 政夫君
森下 政一君
青柳 秀夫君
岡崎 寛一君
木内 四郎君
藤野 繁雄君
山本 米治君
土田国太郎君
三木與吉郎君
成瀬 輔治君
松永 義雄君
平林 太一君

委員

青柳 秀夫君

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

○政府委員(渡辺喜久造君) 前回の御

会合のあとにおきまして、大蔵省、それから通産省と打合せまして、一応の結論を得ましたので、それを御報告申上げたいと思つております。

政府委員

大蔵政務次官 豊知 舜一君

大蔵省主税局長 渡辺喜久造君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
会専門員 小田 正義君

説明員

通商産業省 記内 角一君
企業局長

○本日の會議に付した事件
○租税特別措置法の一部を改正する法律案(小林政夫君外十七名賛成)(第十七回國會議決)

第六部 大蔵委員会會議錄第二号 昭和二十八年十二月二日【参議院】

が必要じゃないか。そうでなくて、例えば製造業者から証明が出た場合にはフェーバーが加工業者に行くが、そうでない場合には製造業者にフェーバーがとどまるというたような扱いは、これは税務の扱いとしましていろいろ問題が多うございまして、或いは業者のほうでもやはり証明を出すか出さなか、いろいろ議論もあると思ひます

○小林政夫君 そうすると、大蔵、通産両省の打合せの趣旨を具体的な設例で以てはつきりすると、第一次メーカをAとし、それから委託を受けて加工する第二次加工業者をBとして、又第二次加工業者から委託を受けて加工をする第三次加工業者をCとする場合に、Bはフェーバーを受けられるがCは受けられない、そうしてただその場合にAから直接Bが下請けをし、又CがAから直接委託を受けて加工するという場合においてはCもフェーバーを受けられる、こういう結論だと思ひます

○政府委員(渡辺喜久造君) 今お話の点につきましては、ちよつと言ひ洩しましたので付け加えて頂きたいと思ひますが、Aが製造業者であつて、Bが委託を受けた加工業者、その場合に更にBがその仕事の一部分をCに更に再委託するといった場合、そのCにまでこれを抜けて行くことは、これは他に及ぼす影響もございまして、事務的に非常にむづかしくなりますので、やはりAから直接委託を受けたBのところまで一応止めて頂きたい。それは普通の場合におきましては、染色、整理となりますと、染色と整理を別々の人がやる場合におきまして、Aが染色を委託し、更にAが整理を委託するといった恰好で、大体再委託というところは少いようございまして、まあそれで大体いいのじゃないか。なおその場合におきまして疑問が起りますのは、その図にございまして、Aが五十の仕事をして、残りの五十をBに委託した。Bがその五十の中で更に二十をCに委託したという場合におきまして、一体どういうことになるか。この場合におきましては、一応Aは五十の仕事をして残りの五十をBに委託したのでございまして、その分は一応Bのほうに五十の分に対するフェーバーを与えたらどうか、更にBがその仕事の一部分をCに二十分委託し

がどうもなくなつてしまふのじゃないか、こういうようなことからしまして、この織物問屋に関する限りにおいては、従来の扱いで考えたほうがよくはないか、大体そういうふうな結論が出たということを申上げたと思ひます。

それともう一つ製造問屋というものがあつますが、この製造問屋については、どうも製造問屋から委託を受けて加工をする、そういう人たちは比較的零細業者が多うございまして、青色申告等も余りやつておりませんので、この分について普通の大メーカーと同じように扱いますことは、織物問屋のフェーバーを減すだけで、工業者に対する

ける数字は三十であり、Cのフェーバーを受ける数字は二十である。こういう結論に両省の打合せが到達したと了承してよろしうございまして。

フェーバーが与えられるということ

フェーバーが与えられるということ

フェーバーが与えられるということ

たとして、それはBのところ止めるという趣旨におきましてBに五十のフューバーを手え、それをBとCでどういうふうに分け合いかどうかといつたような問題につきましては、まあこれは両省の間の契約できめて頂くことにしまして、ともかくAは五十、Bへ五十、こういうふうなところでやつて行くように御結論をお出し願つたらいいのじやないか、かように考えております。

○小林政夫君 だから話の體は違ひますけれども、先ほど私が申したと同じ趣旨であるということですね。

○政府委員(渡辺喜久造君) さようでござります。

○小林政夫君 そすると、本案の発議者である私としても、両省打合せの線です、その通りでいいと思います。

○委員長(大矢半次郎君) ほかに御発言もないようであります、質疑を終了したものと認めて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。なお修正意見のあるかたは討論中にお述べを願います。

○藤野繁雄君 租税特別措置法の一部を改正する法律案については、次のような修正をいたしまして、賛成の意を表します。

修正案を朗読いたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

租税特別措置法の一部を改正する法律案の全部を次のように修正する。

昭和二十八年十二月十一日印刷

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第七條の六第一項各号列記以外の部分中「取引に因る収入金額」の下に「(製糸業者、紡績業者又は織物業者(織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下同じ。))の第二号又は第三号に掲げる取引の場合にあつては、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、その委託に因りその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額)」を加え、同項第五号を第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 製糸業者、紡績業者又は織物業者の製造する繊維製品に係るこれらの者の委託を受けて行う輸出のための製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工

第七條の六第二項中「第五号」を「第六号」に改め、同条第三項及び第四項中「第三号又は第四号」を「第三号から第五号まで」に改め、同条第五項中「物品の加工」の下に「若しくは製糸業者、紡績業者若しくは織物業者の委託を受けて、繊維製品について製織加工、メリヤス加工、染色加工若しくは整理加工を加え、

「第三号又は第四号」を「第三号から第五号まで」に改める。

第七條の七第一項中「取引に因る収入金額」の下に「(製糸業者、紡績業者又は織物業者の同項第二号又は第三号に掲げる取引の場合にあつては、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、その委託に因りその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額)」を加え、同条第三項及び第四項中「第三号又は第四号」を「第三号から第五号まで」に改め、同条第五項中「物品の加工」の下に「若しくは製糸業者、紡績業者若しくは織物業者の委託を受けて、繊維製品について製織加工、メリヤス加工、染色加工若しくは整理加工を加え、

昭和二十八年十二月十二日発行

織業者又は織物業者の同項第二号又は第三号に掲げる取引の場合にあつては、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、その委託に因りその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額)」を加え、同条第三項及び第四項中「第三号又は第四号」を「第三号から第五号まで」に改め、同条第五項中「物品の加工」の下に「若しくは製糸業者、紡績業者若しくは織物業者の委託を受けて、繊維製品について製織加工、メリヤス加工、染色加工若しくは整理加工を加え、

「第三号又は第四号」を「第三号から第五号まで」に改める。

附則

1 この法律は 昭和二十九年一月一日から施行する。

2 この法律施行前に契約された製糸業者、紡績業者及び織物業者(織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。)の委託に係る加工の取引については、なお従前の例による。

以上であります。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります、それではこれより採決に入ります。

先づ討論中にありました藤野委員の修正案を議題といたします。藤野委員の修正案に賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて藤野委員の修正案は可決せられました。

なお、只今可決されました修正案は全文修正であります。よつて租税特別措置法の一部を改正する法律案は全会一致を以て修正議決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は先例により、委員長に御一任を願いたいと思ひます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

西川 基五郎 小林 二政夫
森下 政一 青柳 秀夫
木内 四郎 藤野 繁雄
土田 国太郎 三木 與吉郎
成瀬 穠治

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始め

本日はこれを以て散会いたします。

午後三時九分散会

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局